

## 郡山市長期優良住宅建築等計画の認定通知及び承認通知に係る証明事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項の規定（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）による認定通知書又は法第10条の規定による承認通知書を郡山市長が発行したことについて証明する事務に関し、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法に定められたものとする。

### (申請書類)

- 第3条 法第6条第1項の規定に基づく認定を受けた認定計画実施者又は譲受人が決定していない認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の分譲事業者は、長期優良住宅建築等計画認定通知書発行済証明願（第1号様式）により市長に申請することができる。（R3.11.1改）
- 2 法第10条の規定に基づく承認を受けた認定計画実施者は、長期優良住宅建築等計画承認通知書発行済証明願（第2号様式）により市長に申請することができる。（R3.11.1改）
- 3 前2項の規定による申請をしようとする者（以下「申請人」という。）は、代理人に申請を行わせることができる。この場合、代理人は委任状を提出するものとする。

### (証明の発行)

第4条 市長は、前条第1項又は第2項の申請を受理し、申請人又は代理人が本人であることを確認したときは、法に係る認定台帳と照合し、証明を求められた内容と相違ないことが確認できたものについて、申請者又は代理人に長期優良住宅建築等計画認定済証明書（第1号様式）又は長期優良住宅建築等計画承認通知書発行済証明書（第2号様式）を交付するものとする。

### (証明手数料)

第5条 前条の証明書発行に伴う手数料は、郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）別表第3第7号によるものとする。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成25年2月12日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

長期優良住宅建築等計画認定通知書発行済証明願

年 月 日

郡山市長

認定計画実施者の住所又は  
分譲事業者の主たる事務所の所在地  
認定計画実施者の氏名又は  
分譲事業者の代表者の氏名

下記のとおり、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画について、認定済みであることを証明願います。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 認定に係る住宅の位置 福島県郡山市
- 4 認定に係る住宅の構造
- 5 長期優良住宅建築等計画の認定番号 郡山市指令指第 号
- 6 長期優良住宅建築等計画の認定年月日 年 月 日

---

長期優良住宅建築等計画認定通知書発行済証明書

証 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

郡山市長

第2号様式（第3条関係）

長期優良住宅建築等計画承認通知書発行済証明願

年 月 日

郡山市長

認定計画実施者の住所  
氏名

下記のとおり、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による地位の承継について、承認済みであることを証明願います。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 認定に係る住宅の位置 福島県郡山市
- 4 長期優良住宅建築等計画の認定番号 郡山市指令指第 号

---

長期優良住宅建築等計画承認通知書発行済証明書

証 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

郡山市長